



平成29年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社ハーツユナイテッドグループ
代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
代表者名 (コード番号：3676 東証第一部)
取締役 CFO 風間 啓哉
問合せ先 (TEL. 03-6406-0081)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成29年6月27日開催予定の第4回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成28年6月29日開催の第3回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当該既存の当社の取締役の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額2億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年26万株（但し、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場

合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとします。) 以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定される金額とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当該普通株式の発行又は処分を受ける予定の取締役との間において、①取締役は、一定期間、取締役が割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付割当契約が締結されることを条件といたします。取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上